

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月三十日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第十八号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（給与の減額）」を付し、同条第四項本文中「及び地域手当」を、「初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当（第二十四条第四項第一号に掲げるものに限る。）及び特勤勤務手当（給与条例第十四条の三の規定による手当を含む。）（以下この項においてこれらを「給料等」と総称する。）」に改め、同項ただし書中「給料及び地域手当」を「給料等」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第二十四条中第十項を第十一項とし、第四項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 給与条例第十五条第七項の人事委員会規則で定める手当は、次に掲げる手当とする。

- 一 特殊勤務手当条例第二条第一号、第五号、第九号、第十五号、第十六号、第十九号、第二十九号から第三十一号まで及び第三十五号に掲げる月額で支給される特殊勤務手当（これらの特殊勤務手当が支給されない場合を除く。）
 - 二 特勤勤務手当（給料の月額に対するものに限る。）
 - 三 特勤勤務手当に準ずる手当（給料の月額に対するものに限る。）
- 別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二（第十五条関係）

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
一級	六千五百円
二級	八千四百円
三級	九千五百円
四級	一万円
五級	一万五百円
六級	一万円
七級	一万九百円
八級	一万二千六百円

へ 医療職給料表(一)

五級	一万四千三百円	調整基本額
四級	一万千五百円	
三級	一万八百元	
二級	九千二百円	
一級	七千九百元	
職務の級		

ホ 研究職給料表

四級	一万二千六百元	調整基本額
三級	一万千四百円 (中学校に勤務する職員にあつては、 一万千六百元)	
特二級	一万千百円	
二級	一万八百元	
一級	八千三百円	
職務の級		

ニ 教育職給料表(三)

四級	一万三千円	調整基本額
三級	一万二千元	
特二級	一万千四百円	
二級	一万九百元	
一級	八千九百元	
職務の級		

ハ 教育職給料表(二)

九級	一万二千九百元	調整基本額
八級	一万二千三百円	
七級	一万千九百元	
六級	一万千四百円	
五級	一万千百円	
四級	一万五百円	
三級	九千三百円	
二級	八千六百元	
一級	七千八百元	
職務の級		

ロ 公安職給料表

九級	一万四千二百円
----	---------

職務の級	調整基本額
一級	六千百円
二級	七千九百円
三級	九千円
四級	九千六百円
五級	一万四百円
六級	一万千百円
七級	一万二千円

附則

この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。